平成２３年（フ）第３６１３号
大阪市生野区鶴橋２丁目15番33号
債務者　上田　益弘
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６１６号
大阪市淀川区宮原２丁目１番42―402号
債務者　寺村　史彦
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２６号
大阪府東大阪市吉田７丁目５番23号　グリーンハイツ寺尾302号
債務者　西原　　清
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６４２号
大阪府枚方市香里ケ丘11丁目29番27―103号
債務者　福隅　光生
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６４号
大阪市大正区南恩加島２丁目12番１号　田代マンション103号
債務者　吉水　廣明
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９３号
大阪市此花区酉島３丁目１番18号　酉島ハイツ301号
債務者　泉谷　秀雄
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７００号
大阪府八尾市沼１丁目68番地の65　朝日プラザシティ八尾南２番館1020号
債務者　今西　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７０１号
大阪府四條畷市田原台１丁目13番38号　プレミールＢ203
債務者　前川　　仁
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７０２号
大阪府守口市高瀬町１丁目９番５－Ｂ301号
債務者　小南富美子（旧姓佐古）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１２号
大阪府枚方市中宮北町１番28―104号
債務者　岡田　宣子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１４号
大阪市東淀川区北江口４丁目21番８号　第２吉田屋ハイツ203号
債務者　加藤久美子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１５号
大阪市住吉区長居東１丁目７番２号　モンパルク長居205号
債務者　岡　　史子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１６号
大阪市東成区大今里西１丁目24番11号　今里マンション308号
債務者　亀田　明義
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１７号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ15―105号
債務者　関　眞理子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５号
栃木県大田原市実取769番地　市営実取団地724号
債務者　池澤　明美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月28日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第４７号
熊本県水俣市桜井町２丁目１番46号
債務者　築地フクヨ
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３４２６号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―1324号、前住所大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目５番14号
債務者　安藤　和之
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部